

令和3年10月29日

第10回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和3年10月29日(金) 午後3時
3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
鍋島委員 堅田委員
谷脇(裕)委員 古谷委員 山口委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 中村委員
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
森本主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和3年第10回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>国広局長</p> <p>本日も、新型コロナウイルス感染予防対策として、推進委員の意見を集約後、農業委員を参集しての開催となっています。議案説明は可能な範囲で簡略し、開催時間の短縮に努めますのでご理解のほどお願いします。</p> <p>それでは、会長よろしくお願いします。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>本日は、忙しい中お集まりいただきありがとうございます。説明があった通り、会議時間の短縮に努めますので、スムーズな運営をよろしくお願いします。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は15番 谷岡委員、4番 鍋島委員、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>皆さんから、何かご意見ございませんか。</p>
意見	<p>中西会長</p> <p>番号1から番号3につきましては、森光委員と現地を確認してきました。一帯が山となっており、草が生えていて農地として利用できるような状態ではなく、非農地として問題はありません。</p> <p>推進委員の意見集約でも、問題がないとのことでした。</p>

議 長	中西会長 皆さんから、他に何かご意見ございませんか。
審 議	中西会長 特になければ、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することと決定いたしますがご異議ございませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】
補足説明	竹下次長 補足説明します。番号1について、譲受人は、水稲、ニンニクを作っており、農地を効率的に利用しています。農作業については、譲受人及び、子どもが年間200日程度農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。取得後は、引き続き水稲を作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。番号2について、譲受人は、水稲、みかん、しょうがを作っており、農地を効率的に利用しています。農作業については、譲受人および、家族4人、合計5人がそれぞれ年間300日から330日程度農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため、問題ありません。取得後は、みかんを作るとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。以上、農地法3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。
意 見	中西会長 番号1および番号2について、森田委員が本人に会い、話を聞いています。譲受人は、

	<p>耕作を行っており、特に問題はないと聞いています。また、推進委員の意見集約でも、特に問題はないとの事でした。皆さんからご意見がありましたら、お願いします。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>特に意見もなく、問題がないようですので、番号1から番号2について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>国広局長</p> <p>補足説明します。令和元年に除外の申請があった場所になります。申請地は、その他の農地（第2種農地）です。申請理由は、現在、借家住まいをしていますが、子どもが増え、手狭となり、父親が所有する農地を無償で借り受け、自己住宅を建築するものです。申請地は、農業を営む両親の住宅に近く、子どもの面倒を見てもらえ、環境も良い、他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。資力及び信用については、土地賃借料〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費等〇〇円、合計〇〇円は、自己資金での建築であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供する事についての確実性は、工期は、転用許可日から令和4年6月末日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積113.71㎡、所要面積244㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、自然浸透及び傾斜により集水し、排水。生活排水も、浄化槽を経由し、同じく排水。両排水については、北側市道に排水管を埋設し、水路への排水となりますが、工事、排水許可については、管理者である市建設課担当と協議し、住宅建築後、申請する事、また、許可見込みであることを確認済です。周辺農地の同意も得</p>

	<p>ており、問題ないものと判断します。進入路は、市道より進入となりますが、現状のまま進入するので、管理者である市建設課担当に、工事、占有許可は不要との確認済です。</p>
議 長	<p>中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
意 見	<p>中西会長 推進委員の意見集約では、特に意見はなく、問題がないとのことでした。</p>
審 議	<p>中西会長 特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問） の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長 【議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>森本主幹 【整理番号R3-30から整理番号R3-31について別冊をもとに朗読】</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号R3-30およびR3-31については、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は5人、うち4人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、</p>

	<p>適合すると思います。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると思います。第3号の要件は、今回は対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意について、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請2件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思います。</p>
議 長	<p>中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
意 見	<p>15番 谷岡会長職務代理者 農地の利用権設定は15年が最長なのでしょうか。</p> <p>森本主幹 最長という考え方は、現状ありません。作物等の内容の実態に応じた年数という事で、基本構想に書いておりますので、みょうがに関しては15年の設定が、妥当な年数ではないかと考えております。</p> <p>15番 谷岡会長職務代理者 ハウスの耐用年数は、建ててから50年ほど持ちます。なるべく長くとした方が、双方にとって良いのではと思うのですが。</p> <p>森本主幹 それにつきましては、農業経営基盤強化促進法の利用権設定は、あくまで、土地の使用貸借についてになります。ですので、ハウスの耐用年数は、年数には加味されますが、家ではなく土地自体の貸借に重きを置いた法律ですので、その部分の考え方の違いになるかとは思いますが。</p> <p>中西会長 この件についても、推進委員の意見集約では、問題がないとのことでした。</p>
審 議	<p>中西会長 他に何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>

議 長	<p>中西会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>竹下次長</p> <p>活動記録簿について</p> <p>農業委員会全員研修について</p> <p>遊休農地の調査について</p>
閉会宣言	<p>中西会長</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第10回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時50分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">4 番</p> <p style="text-align: center;">15 番</p>